

総務省 規制の事前評価書

(自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動起動)

所管部局課室名：総務省消防庁予防課

電 話： 03-5253-7523

評価年月日：平成25年10月23日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

平成25年2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、消防庁では、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を設置して、今後の認知症高齢者グループホーム等の火災対策について議論してきたところである。同検討部会の中では、今後の防火対策の一つとして、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設等のうち、避難が困難な者が主として入所するものについては、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにするべきとの指摘がなされた。

これを受けて、消防庁内でも以下のとおり検討を行ったところ。

<現状>

消防法施行令別表第一（6）項口に掲げる、自力避難が困難な者が主として入所する社会福祉施設等の防火対象物については、自動火災報知設備の設置（消防法施行令第21条第1項第1号）及び消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）の設置（消防法施行令第23条第1項第1号）が、それぞれ義務づけられているところである。

<問題点>

実際の火災事故の状況を踏まえると、上記の施設においては、火災発生時に、少人数の介助者で多数の認知症高齢者等の自力避難が困難な者に対して避難の介助、誘導を行うことが求められるため、介助者に消防機関への火災の通報まで求めることは困難であり、火災通報装置の起動方法を自動火災報知設備と連動し、自動化していないことが、被害を拡大した一因となったと考えられる。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

火災通報装置の起動方法を自動火災報知設備と連動し、自動化することにより、火災発生時に、少人数の介助者で多数の高齢者及び障害者等の避難の介助、誘導を行わなければならない社会福祉施設等における、火災発生時の消防機関への通報を容易にする必要があるところである。

【規制改正の内容】

火災通報装置のうち、消防法施行令別表第一（６）項口（社会福祉施設等のうち、避難が困難な者が主として入所する施設）、（16）項イ（複合用途防火対象物）、（16の２）項（地下街）及び（16の３）項（建物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの）に掲げる防火対象物（同表（16）項イ、（16の２）項及び（16の３）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（６）項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に設けるものの起動方法について、直接操作により起動でき、かつ、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう必要な改正を行うもの。

2 規制の費用

（１）遵守費用について

今回新たに義務づけられることとなる、自動火災報知設備と火災通報装置の配線工事に係る費用

以下の条件で試算した場合、概算費用は以下のとおり

（試算条件）

自動火災報知設備及び火災通報装置は、共に防災センター等に設けることとされており（消防法施行規則第24条第1項第2号ニ並びに第25条第2項第1号及び第2号）、互いに近接しているのが通常であるから、配線工事において、施設の規模等の個々の施設の状況を考慮する必要はなく、以下のとおりに試算される。

○一件当たりの配線工事に係るメーカー提示額

約 84,000 円

○（６）項口の防火対象物数（平成24年消防白書より）

34,616 件

○総額

$84,000 \text{ 円} \times 34,616 \text{ 件} = 2,907,744 \text{ 千円}$

なお、以上の試算は、（６）項口に掲げる社会福祉施設等のすべてが自動火災報知設備と火災通報装置を連動させていないことを前提としている。

（２）行政費用について

今回の改正によって影響を受ける施設の事業者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。

（３）その他の社会的費用

今回新たに自動火災報知設備と火災通報装置を連動して起動させるための配線工事を行った場合であっても、自動火災報知設備及び火災通報装置自体はすでに消防法施行令別表第一（６）項口に掲げる社会福祉施設等には設置義務が課されており、連動して起動させるための工事を

行ったことによる、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検報告義務等の新たな社会的費用は限定的であると考えられる。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

自動火災報知設備と火災通報装置を連動して起動させることにより、消防法施行令別表第一(6) 項口に掲げる社会福祉施設等において火災が発生した場合に、介助者の負担を軽減し、その他の消火活動及び自力避難が困難な入所者の避難の介助・誘導に専念できるため、火災被害を軽減し、入所者等の生命、身体、財産の保護の徹底が図られるものと考えられる。

(2) 行政便益

認知症高齢者グループホーム等における火災事例によって認識された火災危険性を踏まえ、自動火災報知設備と火災通報装置を連動して起動させることにより、自力避難が困難な高齢者及び障害者等が入所する社会福祉施設等において、実態に即した火災予防行政の推進を図ることができ、火災の拡大を効果的に防止することで、火災発生時の消防機関の出動等の負担を軽減できることが見込まれる。

(3) その他の社会的便益

自力避難が困難な高齢者及び障害者等が入所する社会福祉施設において、火災発生時の被害の軽減が図られることによって、火災予防の実効性の向上に資するものと考えられる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

上記のとおり、規制にあたっての費用及び便益には、定量的に把握することが困難なものが多いため、政策の実施にあたっては、行政機関や規制の対象者等、各方面の意見を丁寧に取り入れながら、慎重な議論を重ねていく必要がある。

自動火災報知設備と火災通報装置の連動起動の義務づけにあたっては、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、有識者で構成される「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を開催し、業界関係者も交えて調査・検討を行ってきたところであるが、認知症グループホーム等火災対策検討部会の報告書において、「自動火災報知設備と火災通報装置の連動については、…（中略）…本件火災の状況からみると、少人数の介助者で多数の認知症高齢者の避難誘導を行うことが求められる認知症高齢者グループホームの特性を踏まえると、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにするべきである」と結論づけられた。

また、自動火災報知設備と火災通報装置の連動にあたって、施設側に費用負担が生じるが、自動火災報知設備及び火災通報装置そのものはすでに設置が義務づけられており、本件の規制

により求められているのは連動に係る配線工事のみであること、検討部会には、規制の対象となる施設の代表者も参加しているが、目立った反対はなかったこと等から、本件規制には関係者のおおむねの合意が形成されているものと考えられる。

以上を総合的に勘案して、本件規制には妥当性があるものと判断する。

5 有識者の見解その他関連事項

今回の改正は、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右 東京大学名誉教授）の部会として開催された「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」の報告書を踏まえたものである。

「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/gh-kasaitaisaku/index.html

6 レビューを行う時期又は条件

今後の火災予防の実態を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。

7 代替案との比較その他

自力避難が困難な者が主として入所する施設における火災発生時に、入所者を安全に避難させるには、介助者による介助・誘導が必要不可欠である。今回、自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務づけていない現行の規定では、介助者に、火災の通報と避難の介助・誘導という過度の負担を強いることになり、火災による被害の拡大に繋がることが認識されたことを受け、自動火災報知設備と火災通報装置を連動させることを義務づけるものであるため、代替案は想定されない。